

## 枚方市条例第 2 号

### 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条－第9条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（第10条－第23条）

第4章 雑則（第24条－第27条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、本市の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (3) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（給与の種類）

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、義務教育等教員特別手当及び期末手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職務内容及び責任の軽重に応じて別表第1に掲げる職務の級に分類するものとする。

2 給料表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表 別表第2
- (2) 技能労務職給料表 別表第3
- (3) 教育職給料表 別表第4

（号給）

第5条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定す

る。

(支給の始期等)

第6条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者には、発令の日から給料を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡による退職の場合は、その月の末日まで給料を支給する。

3 第1項の場合において発令の日が月の初日以外の日であるとき及び前項本文の場合において退職の日が月の末日以外の日であるときは、その給料の額は、その月の日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(休職者の給与)

第7条 フルタイム会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職になったときは、その休職の期間中、給料及び地域手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

2 フルタイム会計年度任用職員が枚方市職員の分限に関する条例（昭和44年枚方市条例第27号）第2条第2号に掲げる事由に該当して休職になったときは、その休職の期間中、給料、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の50以内を支給することができる。

(期末手当)

第8条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する次の各号（基準日が12月1日である場合にあっては、第3号を除く。）に掲げるフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日（以下これらの日を「支給日」という。）に期末手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるものについても、同様とする。

(1) 任期が6月以上であるフルタイム会計年度任用職員

(2) 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員のうち、その会計年度における会計年度任用職員（任命権者を同じくするものに限る。）としての任期（勤務時間及び勤務形態を考慮して規則で定める会計年度任用職員の任期を除く。）の合計が6月以上であるもの

(3) 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員のうち、前会計年度の末日まで会計年度任用職員（任命権者を同じくするものに限る。）として任用され、かつ、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者であって、前会計年度における任期（前会計年度の末日を含むもの限り、勤務時間及び勤務形態を考慮して規則で定めるパートタイム会計年度任用職員としての任期を除く。）と現在の任期の合計が6月以上であるもの

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6月	100分の100

5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

5 期末手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の例による。

（他の条例の例）

第9条 給料の支給期日及び第3条第1項に規定する手当（期末手当を除く。以下この条において同じ。）の額、支給方法その他の手当の取扱いについては、枚方市職員給与条例の例による。

### 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償

（報酬の種類）

第10条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬及び夜間勤務報酬とする。

（基本報酬）

第11条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に勤務時間条例第2条第3項の規定による当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを10円に切り上げる。）とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを1円に切り上げる。）とする。

3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを1円に切り上げる。）とする。

4 前3項の基準月額は、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間であるとした場合において第4条及び第5条の規定を適用したときに決定される号給に応じた給料月額に、当該額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

5 前各項の規定にかかわらず、職務内容の特殊性を考慮し規則で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、日額については70,000円を、時間額については10,000円を、それぞれ超えない範囲内で規則で定める。

（支給の始期等）

第12条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員に対する報酬の支給について準用する。

この場合において、同条第2項中「死亡」とあるのは「月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に限り、その死亡」と、同条第3項中「は、その給料」とあるのは「の月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第13条 第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「給料及び地域手当のそれぞれ」とあるのは「基本報酬（日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の勤務形態を考慮して別に定める額）の」と、同条第2項中「給料、地域手当」とあるのは「基本報酬（日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、その者の勤務形態を考慮して別に定める額）」と読み替えるものとする。

(時間外勤務報酬)

第14条 勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務の時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。

3 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。

(休日勤務報酬)

第15条 勤務時間条例第9条第2項に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務報酬として支給する。

(夜間勤務報酬)

第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務報酬として支給する。

(期末手当)

第17条 基準日にそれぞれ在職する次の各号(基準日が12月1日である場合にあっては、第3号を除く。)に掲げるパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間及び勤務形態を考慮して規則で定めるものを除く。)に対して、それぞれ支給日に期末手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるものについても、同様とする。

(1) 任期が6月以上であるパートタイム会計年度任用職員

(2) 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員のうち、その会計年度における会計年度任用職員(任命権者を同じくするものに限る。)としての任期(勤務時間及び勤務形態を考慮して規則で定める会計年度任用職員の任期を除く。)の合計が6月以上であるもの

(3) 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員のうち、前会計年度の末日まで会計年度任用職員(任命権者を同じくするものに限る。)として任用され、かつ、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者であって、前会計年度における任期(前会計年度の末日を含むものに限り、勤務時間及び勤務形態を考慮して規則で定めるパートタイム会計年度任用職員としての任期を除く。)と現在の任期の合計が6月以上であるもの

2 第8条第2項から第5項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基本報酬の額(日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出方法)

第18条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、当該パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額に12を乗じて得た額を勤務形態を考慮して別に定める数で除して得た額とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、当該パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、当該パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額とする。

(支給期日)

第19条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、毎月18日(その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い土曜日、日曜日

及び休日でない日)にその月分を支給する。ただし、1月及び5月の18日が日曜日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

2 日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬並びにパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬、休日勤務報酬及び夜間勤務報酬は、その月分を翌月の前項に規定する期日に支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、これらの規定に規定する期日前において、その日までの基本報酬を支給する。

(1) パートタイム会計年度任用職員が退職し、又は死亡したとき。

(2) パートタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員と生計を一にする親族が婚姻、葬祭、出産、療養又は災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、パートタイム会計年度任用職員から請求があったとき。

(通勤に係る費用弁償)

第20条 パートタイム会計年度任用職員のうち次の各号に掲げるものには、通勤に要する費用を弁償する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする者

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車その他規則で定める交通用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする者

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする者

(出張に係る費用弁償)

第21条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

(費用弁償の支給)

第22条 第20条の規定による費用弁償の支給については、枚方市職員給与条例に規定する給料表の適用を受ける職員の通勤手当の例による。

2 前条の規定による費用弁償の支給については、職員の旅費に関する条例(昭和63年枚方市条例第5号)第19条第1項第4号に掲げる職員の旅費の例による。

(帰郷に係る費用弁償)

第23条 パートタイム会計年度任用職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項及び同法第64条の規定に該当して帰郷する場合においては、第21条の規定による費用弁償の範囲内において現に必要なとする費用を弁償する。

#### 第4章 雑則

(他の条例の例)

第24条 この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給方法その他の取扱いについては、枚方市職員給与条例第11章の規定の例による。

(損害賠償請求)

第25条 欠勤、休職等の原因である負傷又は疾病が第三者の行為によって生じたときは、欠勤、休

職等の期間に係る給与の支給額の限度において、当該第三者に損害賠償を請求することができる。

(給与の口座振込み)

第26条 給与及び費用弁償は、会計年度任用職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みの方法により支給することができる。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 [令和元年6月25日公布]

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日に施行する。

(一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の廃止)

2 一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例(平成26年枚方市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日にパートタイム会計年度任用職員となった者の基準月額、第11条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日におけるその者の報酬額(次項において「施行日前日報酬額」という。)に基づき規則で定めるところにより決定される号給に応じた給料月額に、当該額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規則で定めるところにより決定される号給が、その者の属する職務の級の最高の号給となる者の基準月額(当該者がパートタイム会計年度任用職員としての任期が満了した後に引き続き同一の職に任用された場合における基準月額を含む。)は、施行日前日報酬額との均衡を考慮して規則で定める。

5 施行日の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日に会計年度任用職員となった者の基準日が令和2年6月1日である期末手当についての第8条及び第17条の規定の適用については、第8条第1項第3号及び第17条第1項第3号中「会計年度任用職員(」とあるのは、「附則第5項の規則で定める非常勤の職員(」とする。

(枚方市職員給与条例の一部改正)

6 枚方市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「特殊職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「次に掲げる職員」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、同条各号を削る。

第24条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)」を削る。

第48条を次のように改める。

第48条 削除

(枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例（平成26年枚方市条例第1号）第1条に規定する非常勤職員」を「枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）第2条第3号に規定するパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第5条第2項第2号及び第6条第2項中「一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例第1条に規定する非常勤職員」を「枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条第3号に規定するパートタイム会計年度任用職員」に改める。

別表第1（第4条関係）

級別基準職務表

1 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行なう職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

2 技能労務職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行なう職務

3 教育職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	講師の職務



別表第2（第4条関係）

## 行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	144,100 円	200,900 円
2	145,200	202,700
3	146,400	204,500
4	147,500	206,300
5	148,600	207,900
6	149,700	209,700
7	150,800	211,500
8	151,900	213,300
9	153,000	214,700
10	154,400	216,500
11	155,700	218,200
12	157,000	220,000
13	158,300	221,700
14	159,800	223,400
15	161,300	225,000
16	162,900	226,600
17	164,200	228,000
18	165,700	229,700
19	167,200	231,300
20	168,700	232,900
21	170,100	234,000
22	172,800	235,500
23	175,400	236,900
24	178,000	238,200
25	180,700	239,500
26	182,400	240,700
27	184,000	241,700
28	185,700	242,900
29	187,200	244,200
30	188,900	245,300
31	190,700	246,500
32	192,400	247,800
33	194,000	248,700
34	195,400	250,100
35	196,900	251,500
36	198,400	252,900
37	199,700	254,300
38	201,000	255,700
39	202,200	257,100
40	203,500	258,400
41	204,800	259,600
42	206,100	260,900
43	207,400	262,300
44	208,700	263,600
45	209,800	264,700
46	211,100	265,800
47	212,400	267,100
48	213,700	268,400
49	214,800	269,400
50	215,900	270,500
51	216,900	271,800
52	218,000	273,100
53	219,100	274,000
54	220,100	275,000
55	221,000	275,900
56	222,000	277,000
57	222,400	278,100
58	223,300	279,100
59	224,100	280,000
60	224,900	281,000
61	225,600	281,500
62	226,600	282,400

63	227,400	283,100
64	228,300	284,000
65	229,000	285,000
66	229,800	285,800
67	230,700	286,600
68	231,700	287,400
69	232,400	288,200
70	233,100	288,700
71	233,700	289,100
72	234,500	289,600
73	235,300	289,800
74	236,000	
75	236,700	
76	237,300	
77	238,000	
78	238,800	
79	239,600	
80	240,300	
81	240,800	
82	241,500	
83	242,200	
84	242,900	
85	243,500	
86	244,200	
87	244,900	
88	245,600	
89	246,100	
90	246,600	
91	246,900	
92	247,300	
93	247,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

別表第3 (第4条関係)

## 技能労務職給料表

職務 の級 号給	1級	
	給料月額	
1		130,400 円
2		131,300
3		132,300
4		133,200
5		134,200
6		135,200
7		136,200
8		137,200
9		138,000
10		139,000
11		140,000
12		141,100
13		141,900
14		142,900
15		143,900
16		144,900
17		146,000
18		147,200
19		148,400
20		149,600
21		150,700
22		151,900
23		153,100
24		154,300
25		155,500
26		157,000
27		158,500
28		160,000
29		161,400
30		162,900
31		164,400
32		165,900
33		167,400
34		169,200
35		171,000
36		172,800
37		174,600
38		176,300
39		178,000
40		179,700
41		181,300
42		182,700
43		184,000
44		185,400
45		186,900
46		188,200
47		189,600
48		191,000
49		192,300
50		193,400
51		194,500
52		195,700
53		196,800
54		197,900
55		198,800
56		199,900
57		201,000
58		202,000
59		203,000
60		204,000
61		205,100
62		206,000
63		206,900

64	207,800
65	208,500
66	209,300
67	210,000
68	210,800
69	211,200
70	211,800
71	212,100
72	212,600
73	212,800
74	213,400
75	213,900
76	214,600
77	214,800
78	215,500
79	216,000
80	216,600
81	217,300
82	217,700
83	218,300
84	219,000
85	219,600
86	220,100
87	220,600
88	221,300
89	221,800
90	222,400
91	223,000
92	223,500
93	223,900
94	224,400
95	224,900
96	225,400
97	225,700
98	226,200
99	226,700
100	227,200
101	227,600
102	228,100
103	228,700
104	229,300
105	229,700
106	230,200
107	230,500
108	230,900
109	231,100
110	231,500
111	232,000
112	232,400
113	232,600
114	233,100
115	233,600
116	234,100
117	234,400
118	234,800
119	235,200
120	235,600
121	236,000

備考 この表は、作業員、調理員その他これに類する会計年度任用職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

## 教育職給料表

職務 の級 号給	1級	
	給料月額	
1		153,100 円
2		154,600
3		156,100
4		157,600
5		159,300
6		161,200
7		163,000
8		164,800
9		166,600
10		168,700
11		170,700
12		172,700
13		174,700
14		176,900
15		179,100
16		181,300
17		183,600
18		186,200
19		188,700
20		191,200
21		193,700
22		195,400
23		197,100
24		198,800
25		200,300
26		201,900
27		203,300
28		204,900
29		206,400
30		208,300
31		210,200
32		212,000
33		213,400
34		215,400
35		217,400
36		219,400
37		221,300
38		223,200
39		225,100
40		226,900
41		228,800
42		230,500
43		232,200
44		233,900
45		235,300
46		237,100
47		238,900
48		240,700
49		242,500
50		244,000
51		245,600
52		247,000
53		248,100
54		249,800
55		251,300
56		252,800
57		254,100
58		255,500
59		256,800
60		258,100
61		259,500

62	261,000
63	262,400
64	263,800
65	265,000
66	266,600
67	268,200
68	269,800
69	271,400
70	272,900
71	274,300
72	275,800
73	276,900
74	278,200
75	279,500
76	280,800
77	282,100
78	283,300
79	284,400
80	285,500
81	286,600
82	287,800
83	289,000
84	290,200
85	291,100
86	292,100
87	293,100
88	294,100
89	294,900
90	295,800
91	296,700
92	297,600
93	298,000
94	298,800
95	299,600
96	300,400
97	301,300
98	302,100
99	302,900
100	303,700
101	304,500
102	305,000
103	305,500
104	305,900
105	306,100
106	306,300
107	306,600
108	306,800
109	307,000
110	307,300
111	307,500
112	307,800
113	308,000
114	308,300
115	308,600
116	308,900
117	309,100
118	309,400
119	309,700
120	309,900
121	310,100
122	310,300
123	310,500
124	310,700
125	310,900

備考 この表は、教育職員に適用する。